

	令和5年12月8日	
所 属	料金・ICT 担当	
所属長	玉井 健二朗	
電 話	06 - 6489 - 7406	

水道料金等の検針票「ご使用水量のお知らせ」の誤りについて

令和 5 年 12 月の検針で配布した「ご使用水量のお知らせ」のうち、一部のお客様に対して計量日、ご使用期間及び請求予定金額に誤ったお知らせがありました。

1 対象

12月1日、2日、4日の検針地区のお客様

2 内容

- (1) 12月1日検針のお客様 <対象件数 8,318件> ご使用期間が10月2日からになっていました。正しくは10月3日となります。 そのほか、ご請求予定金額等に誤りはございません。
- (2) 12月2日検針の一部のお客様 <対象件数 356件>

今回計量日が令和 5 年 10 月 9 日となっており、ご使用期間についても 10 月 9 日までとなっていました。正しくは、今回計量日は 12 月 2 日となります。ご使用期間は 12 月 2 日までとなります。

そのほか、ご請求予定金額等に誤りはございません。

(3) 水道のご使用を開始されて、今回の検針(12月1日、2日、4日のいずれか)が初めての 検針のお客様 <対象件数 218件>

新規利用者のため、ご請求予定金額の計算が日割り計算となるはずでしたが、通常通りの計算となっていました。

また、ご使用期間が使用開始日となるはずが正しく表示されておりませんでした。正しくは お客様が申し込まれた使用開始日となります。

3 原因

水道料金等に係る業務システムの切り替え(移行データエラーなど)から生じたことによるものです。

4 今後の対応

誤りのあったお客様には、はがきにて正確な計量日、ご使用期間及び金額を記載したご使用水量の お知らせを改めてお届けいたしております。

なお、水道料金の請求書発行や、銀行口座からの引き落とし及びクレジットカードの引き落としに つきましては、正確な金額で処理させていただきます。

皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。